

国土交通政策研究所 基本方針

令和5年10月1日 改定

国土交通省 国土交通政策研究所

はじめに

我が国は、気候変動による豪雨や台風、大雪等の自然災害の激甚化・頻発化、急速に進行する少子化及び高齢化とそれに伴う人口減少等の課題に加え、持続可能な経済社会の構築に向けた2050年カーボンニュートラルへの取組やデジタル化の一層の推進、さらには包摂社会の実現等、様々な対応が求められており、「時代の転換点」とも言える喫緊の課題に直面している。

国土交通政策研究所は、平成13年1月に国土交通省の施設等機関として設置された組織であり、国土交通省組織令第193条に基づき、国土交通省の所掌事務に係る政策に関する基礎的な調査及び研究を行う」ことを任務としている。

国土交通政策研究所基本方針は、国土交通政策研究所が担うべき使命や、重点研究課題の決定で考慮すべき政策テーマや重点研究課題を設定する際の視点、調査研究の進め方を示すものである。

国土交通政策研究所は、的確に前述の任務を果たせるよう、本基本方針に従った研究活動等を鋭意進め、質の高い国土交通政策の形成に資するよう努めることとしている。

なお、国土交通政策が対象とする分野は極めて多岐にわたっており、また、我が国社会経済を取り巻く環境の急速な変化に伴い、政策的要請は多様化を続けていることから、そうした状況の変化や外部からの意見等を踏まえ、適宜見直すこととする。

1. 国土交通政策研究所の使命

我が国が、現在、直面している「時代の転換点」とも言える構造的な課題に的確に対応するためには、社会経済を支える基盤としての国土交通行政の政策形成機能を強化していく必要がある。

このような中で、国土交通政策研究所は、国土交通省におけるシンクタンクとして、内部部局による企画・立案機能を支援するとともに、政策実務と学術知見等との間において「知・情報の集積」と「知・情報の交流」を通じ、国土交通分野における政策形成に幅広く寄与することを使命としている。

国土交通政策研究所は、こうした使命を果たすために、次の4つの機能を柱として、調査・研究に取り組むこととする。

(1) 中長期展望の提示

中長期的な視点に立ち、国土交通分野における将来展望を描けるよう、国土交通分野を巡る国内外の状況等について科学的に調査・分析を行い、国土交通分野の将来展望や国土交通政策のあり方に関する知見を提示すること。

(2) 社会経済の状況等への機動的な対応

国土交通分野が社会経済に与える影響及び環境等への影響の多大さに鑑み、速やかに解決が求められる政策課題の現状等について、科学的に調査・分析を行うこと。

(3) 政策効果の分析手法や新しい行政手法・制度の探求

国土交通分野における新たな課題に対応するため、EBPM (Evidence-Based Policy Making) 等による政策効果分析の高度化・客観化や、官民連携の促進やデジタル化の利用による業務効率化等、国内外で開発され発展している政策効果の分析手法及び行政手法・制度に関する調査・研究を進めること。

(4) 知・情報の集積・交流の推進

国内外の研究者や他省庁の研究機関を含む関係機関との連携・交流、共同研究の実施、研究成果の発信等を通じて国土交通政策に関する研究等の集積・交流を推進すること。

2. 重点研究課題

(1) 重点研究課題の決定

国土交通省の行政分野は、極めて多岐にわたるものであるが、国土交通政策研究所においては、以下の政策テーマに取り組むこととする。

- ① 国民の安全・安心の確保
- ② 持続的経済成長の実現
- ③ 豊かで活力ある地域づくりと分散型国づくり

1で示した国土交通政策研究所の使命を果たせるよう、この政策テーマに即して、毎年度、重点研究課題を決定して公表することとする。

なお、調査研究に当たっては、学界や各種研究機関との連携を図りつつ、研究所としての独自性が発揮されるように取り組むこととする。

(2) 重点研究課題を設定する際の視点

重点研究課題を設定するに当たっては、調査研究の三つの段階ごとに以下の視点に留意する。

① 問題の発見・認識段階

現在明確に認識されていないものの将来拡大する可能性をはらむ問題、各省庁・各部局の現状認識や現行制度・施策が所管の「隘路」に陥りがちな問題、関係者の視点が既存の概念にとらわれている問題などの中から、国として潜在的に重要な問題を発見し正しい認識を行うこと。

② 問題の分析・評価段階

これまで実施された政策の評価分析、学界などの既存分析の収集、国際比較分析、定量分析など、基礎的かつ包括的な分析、評価を行うこと。

③ 政策提言段階

国土交通省内の組織区分や各省庁の所管を超えた包括的な提言、中長期的視野に立った

提言、民間主体や諸外国政府との連携を踏まえ多角的視野に立った提言を行うこと。

3. 調査研究の進め方

(1) 情報発信機能の強化

① 調査研究成果の発信

調査研究成果については、報告書「国土交通政策研究」として取りまとめ、随時対外公表や関係機関への配布等を行うとともに、学会や関連誌等での投稿や発表を積極的に行い、広く情報提供することに努める。また、調査研究成果の海外への発信にも取り組む。

② 機関誌の発行、ホームページの充実

調査研究に関する様々な情報の提供を行うため、機関誌「国土交通政策研究所紀要(PRI Review)」を定期的に発行し、関係機関等へ広く配布する。また、すでに開設しているホームページにおいても、こうした情報や調査研究成果に広くアクセスすることを可能とする。

③ データベースの構築

調査研究成果や、国土交通政策の形成に関連する有用な情報を整理・蓄積したデータベースの構築を図るとともに、こうした情報を広く提供できるシステムの構築に努める。

④ 講演会、勉強会の開催

政策形成に必要となる最新の情報の提供を行うとともに、政策担当者の知見を拡大するために、外部の有識者を招聘した講演会や、政策担当者を対象とした勉強会を開催する。

(2) 研究評価の充実

適切な研究テーマの選定、研究の質の向上とともに、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の向上に資するために、調査研究に関する事前・事後評価の充実を図る。評価においては、研究所内での内部評価のほか、客観性・透明性の向上の観点から、外部専門家による専門的見地からの総合的な意見聴取を行う。評価の実施に当たっては、研究内容の改善につながるよう、研究会方式の活用等を含め、弾力的に取り組むこととする。

(3) 外部研究機関等との交流

最新の研究動向の把握や知見の導入、行政ニーズの把握等を目的として、国、地方公共団体、民間等の外部研究機関や行政機関等との一層の連携を進め、産官学交流の推進を図る。また、国際機関、海外の研究機関等との交流や協同プロジェクト等にも取り組む。

(4) 外部人材の採用・招聘

専門的な知見や経験を活用した研究の実施が求められる場合にあっては、民間企業の社員や大学の研究員などを、官民交流制度や任期付職員制度等を活用して積極的に採用し、また、外部の学識経験者等を客員研究官として招聘する。